

令和3年1月20日

各都道府県

宗教法人事務主管課長 殿

文化庁宗務課長

田 中 聡 明

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

平素から宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードは、健康保険証利用や各種証明書のコンビニでの取得、e-Tax による確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の御発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、別添のとおり、各文部科学省所轄宗教法人代表役員宛てに協力依頼したところですので、貴都道府県におかれても所轄する宗教法人に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて、協力依頼を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111（代表）（内線）2853

E-mail：shuhoujin@mext.go.jp